

対策考究中ナリニ被解雇者等ハ青柳兄弟治外ニ名ヲ  
代表トシ中野社長ニ會見別記要求書ヲ提出シタルニ  
社長ハ一應拒絕シタルモ三日更ニ回答スル事トシテ  
袂別セリ

右及申(通)報候也

別記

要求書

- 第一條 職首者全額ヲ即時復讐セシムルコト
  - 第二條 臨時休業ニ即時撤回シ休業存留ノ日給金額ヲ支拂フコト
  - 第三條 争議費用ハ雇主側ニ於テ負担スルコト
  - 第四條 賃金ヲ別表ニ示ス標準ニ依リ値上スルコト
  - 第五條 労働組合ヲ承認スルコト
- 右五ヶ条ノ要求ニ對シ照七月三日 正午迄申回答相成度候也

昭和四年七月二日

中野工組工業従業員分會

新法台白労働組令第一分會

中野英太郎殿

別表工賃要求書

常用賃金 金位業員ノ現在賃金ノ二割ノ要求  
 衆報部 大辰 武田八重  
 相長 武田八重